

(公 印 省 略)
医 第 30278-2 号
令 和 4 年 12 月 15 日

各医療機関管理者
各助産所管理者
各施術所管理者 } 様

群馬県健康福祉部医務課長 宮川 清吾

物価高騰対策に取り組む医療・介護・福祉施設支援金の実施について

平素より、本県の保健医療行政の推進に多大なる御協力を賜り、深く感謝申し上げます。
さて、医療・介護・福祉施設は、診療報酬など公定価格で運営されており、今般の物価高騰の影響を価格転嫁できず厳しい経営状況となっています。
こうした施設の物価高騰対策を支援するために、下記のとおり事業を実施することとしましたので、お知らせします。

記

1 事業概要 (詳細は本通知裏面や県ホームページを御覧ください。)

- (1) 内 容 主とした収益が診療報酬などの公定価格であり、物価高騰の影響を価格転嫁できず、厳しい経営状況となっている施設や事業所に対し、物価高騰対策の取組を支援することを目的に支援金を支給する。
- (2) 対 象 者 医療機関 (病院及び診療所 (医科・歯科))、助産所及び施術所
- (3) 支 給 額 病院及び有床診療所 (4床以上) : 1床あたり 3万円
有床診療所 (3床以下) 及び無床診療所 : 1施設あたり 10万円
助産所及び施術所 : 1施設あたり 5万円
- (4) 申請方法 具体的な申請方法や申請期間等については、県ホームページを御確認ください。

2 県ホームページ

本事業に関する情報は以下のページに掲載してあります。

[アクセス方法] 群馬県のホームページ (トップページ) > 組織からさがす
> 健康福祉部医務課 > 物価高騰対策 > 物価高騰対策に取り組む医療・介護・福祉施設支援金について (病院、診療所、助産所及び施術所用)

[U R L] <https://www.pref.gunma.jp/page/171705.html>



3 問い合わせ先

申請方法等についての問い合わせは、以下のコールセンターにお問い合わせください。

名 称 :	医療・介護・福祉施設物価高騰対策支援金事務局
電話番号 :	050-2018-0644
受付時間 :	午前10時から午後5時まで (平日のみ)

担当
医務課医療指導係

物価高騰対策に取り組む医療・介護・福祉施設支援金

医療・介護・福祉施設は、診療報酬など公定価格で運営されており、物価高騰の影響を価格転嫁できず厳しい経営状況となっています。こうした施設の物価高騰対策を支援するため、「物価高騰対策に取り組む医療・介護・福祉施設支援金」を支給します。

1 支給額

施設の区分に応じて、定額を支給します。

区分	支給額	支給要件
病院 4床以上の診療所	1床(※)あたり 3 万円	<ul style="list-style-type: none"> 保険医療機関の指定を受けた施設であること。 ※ 医療法の許可病床数。ただし、新型インフルエンザ等特別措置法の規定に基づく病床を含む。
3床以下の診療所 (無床含む) 歯科診療所	1施設あたり 10 万円	
助産所	1施設あたり 5 万円	<ul style="list-style-type: none"> 出産育児一時金等の受取代理制度を導入している施設又は市町村から委託を受けて母子保健法に基づく産後ケア事業、産婦健診、妊婦健診等を実施する施設であること。
施術所	1施設あたり 5 万円	<ul style="list-style-type: none"> 受領委任取扱い施術所の指定を受けた施設又は医療保険(療養費)の対象となる施術を行っている施設であること。

2 申請期間

令和4年12月15日(木)～令和5年1月31日(火)

3 申請方法

- 申請書は、県ホームページからダウンロードできます。本チラシの最下部よりご確認ください。
- 申請書に必要な添付書類を添えて、「5 お問い合わせ・提出先」に記載のメールアドレス又は住所に**電子メール**又は**郵送**で提出してください。

添付書類：①振込口座のわかる通帳の写し
②助産所又は施術所(柔道整復)の場合、その他必要な書類(「4 留意事項」参照)

4 留意事項

- 申請日時点で支給要件を満たす施設が対象となります。休止中の施設は対象になりません。
- 国、県、市町村又は一部事務組合等が開設する施設や社会福祉施設内の医務室は対象になりません。
- 助産所は、助産所コード通知書の写し又は市町村から委託を受けて産後ケア事業等を行っていることが分かる書類が必要です。
- 施術所(柔道整復)は、療養費の受領委任の承諾通知の写しや療養費支給申請書の写し等、登録記号番号が分かる書類が必要です(「協」からはじまる登録記号番号の場合は添付不要)。

5 お問い合わせ・提出先

医療・介護・福祉施設物価高騰対策支援金事務局

電話：050-2018-0644 受付時間：午前10時から午後5時まで(平日のみ)

(郵送申請先) 〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1

(電子申請先) : gunma-shien@athuman.com



[URL] <https://www.pref.gunma.jp/page/171705.html>

[アクセス方法] 群馬県のホームページ(トップページ) > 組織からさがす > 健康福祉部医務課 > 物価高騰対策 > 物価高騰対策に取り組む医療・介護・福祉施設支援金について(病院、診療所、助産所及び施術所用)

記載例

申請日 令和4年12月15日

群馬県知事 殿

黄色のセルに必要事項を入力してください

(開設者が法人の場合：法人の住所及び名称、代表者の役職・氏名
開設者が個人の場合：開設者の住所及び氏名)

住所又は所在地 前橋市大手町1-1-1

開設者名及び代表者氏名 群馬 太郎

物価高騰対策に取り組む医療・介護・福祉施設支援金支給申請書 **(施術所用)**

物価高騰対策に取り組む医療・介護・福祉施設支援給付金の支給を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 申請額 **金 50,000 円**

申請の対象となる施設について記載してください。

施設区分	施術所 (はり、きゅう及びあん摩マッサージ)		← 施術所 (はり、きゅう及びあん摩マッサージ) or 施術所 (柔道整復)		
(フリガナ) 半角カタ	マルマルシキョウイン				
施設名称 ※すべて全角	〇〇鍼灸院				
登録記号番号 (10桁・ハイフン不要)	1	0	0	1 1 1 1 1 0 0	← あはき：1000000000 柔整：協1000000000 or 契1000000000
所在地	〒	3	7	1 - 8 5 7 0	
	住所	都道府県	市区町村以降		マンション/アパート名等
		群馬県	前橋市大手町1-1-1		〇〇マンション101号室

病院又は4床以上の有床診療所の場合、許可病床数等を記載してください。

医療法の許可病床数		床
上記医療法の許可病床以外の、 新型インフルエンザ感染症等特別措置 法に基づく増床分 (コロナ対応)	0	床
計	0	床

2 振込口座情報を入力してください。

金融機関名	群馬銀行	金融機関コード	0	1	2	8
支店名	県庁支店	支店コード	1	0	3	
預金種類 1:普通 2:当座 4:貯蓄	1	口座番号 (左詰)	1	2	3	4 5 6 7
(フリガナ) 半角カタ・スペース不要	ケンマタロウ					
取引口座名	群馬 太郎					

3 当該申請に係る担当者の情報を入力してください。

担当者職名	事務長	氏名	赤城 太郎							
電話番号 (左詰・ハイフン不要)	0	2	7	2	2	6	2	5	3	3
メールアドレス	gunmatarou		@	pref.gunma.lg.jp						

4 貴施設で物価高騰に対して取り組んでいるもの及び取り組む予定があるものを記入してください。

No	物価高騰に対する取組内容
1	使用していないエリアは消灯を徹底する。
2	従来型蛍光灯を、高効率蛍光灯やLED照明に交換する。
3	施術室、事務室等でそれぞれ適切な温度設定を行う。

5 下記事項に同意する場合は右欄に○を記入してください。

○

※同意いただけない場合（×を記入された場合）は給付金を支給することができません。

- ① 給付対象者の要件を満たしていること
- ② 給付のために提出した書類に虚偽がないこと
- ③ 支援金を重複して申請しないこと
- ④ 群馬県暴力団排除条例に規定する暴力団員に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと。また、暴力団員が役員ではなく、暴力団と密接な関係を有しておらず、かつ将来にわたっても該当しないこと
- ⑤ 虚偽が判明した場合は、支援金の返還に応じるとともに、支援金と同額の違約金の支払いに応じること
- ⑥ 個人情報の取扱いに関して、支援金の給付手続きに必要な範囲で業務委託事業者と共有することに同意すること
- ⑦ 支援金の支給後、物価高騰をきっかけに新たに取り組んだ省エネルギー対策について、群馬県からの調査に応じること
- ⑧ ご記入いただいた内容は、各事業者で参考にできるよう、群馬県ホームページに公表することに同意すること

6 必要な添付書類

下記について添付されていることを確認し、○を記入してください。

○	・振込先の通帳の写し（取引口座名等が確認できるページ）
□	・登録記号番号が確認できるもの（登録記号番号が「契」からはじまる柔道整復の施術所に限る。）